

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年8月29日
【会社名】	SBIホールディングス株式会社
【英訳名】	SBI Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 北尾 吉孝
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 6229 - 0100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員専務 森田 俊平
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 6229 - 0100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員専務 森田 俊平
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	<p>(2017年第1回新株予約権)</p> <p>その他の者に対する割当 89,012,000円</p> <p>新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 4,465,412,000円</p> <p>(2017年第2回新株予約権)</p> <p>その他の者に対する割当 0円</p> <p>新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 5,157,900,000円</p> <p>(注) 1. 本募集は、2017年7月27日開催の当社取締役会決議に基づき、ストック・オプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。</p> <p>2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。</p> <p>3. 2017年第2回新株予約権に係る新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、2017年7月28日時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値1,563円を基礎として算出した見込額であります。</p>
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2017年7月27日に提出した有価証券届出書並びに同月28日及び8月10日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2017年8月29日に臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示してあります。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

（訂正前）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期（自2016年4月1日 至2017年3月31日） 2017年6月29日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第1四半期（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日） 2017年8月10日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2017年8月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2017年6月30日に関東財務局長に提出

（訂正後）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期（自2016年4月1日 至2017年3月31日） 2017年6月29日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第1四半期（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日） 2017年8月10日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2017年8月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2017年6月30日に関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2017年8月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2017年8月29日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2017年8月10日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2017年8月29日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。